

# おくやみ手続き

# ハンドブック

このたびの大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。  
ご遺族の方におかれましては、相続のほかさまざまな手続きが生じてくるものと存じます。  
郡山市では、市役所に申請・届出いただく手続きについて、少しでもわかりやすく進めていた  
だけるようハンドブックを作成しました。  
今後のお手続きにお役に立てていただければ幸いです。

## もくじ

1. おくやみ手続きまでの主な流れ（郡山市での手続きの一例）	2
2. 大切な方が亡くなった後の流れ（主に官公庁関係）	3
3. 市役所での主な手続き	
（1）住民登録	3～4
（2）国民健康保険	4
（3）後期高齢者医療制度	5
（4）国民年金	5～6
（5）障がい福祉	6～7
（6）介護保険	8
（7）こども	8～9
（8）税金	9
（9）市営住宅	10
（10）水道	10
（11）その他	10
4. 庁舎案内図（1階・2階）	11
5. 市役所以外での主な手続き	11

## ハンドブックの使い方

このハンドブックでは、死亡届提出後に必要となるお手続きを記載しております。お手続きに必要な書類やお手続きが可能な窓口などについて、ご確認ください。

- (1) 必要なお手続きはなにか、お手続き漏れはないか、確認いただけます。
- (2) お手続きに必要なものをお持ちのうえ、各受付窓口へお越してください。

## 必要なお手続きがわからない方へ

お亡くなりになられた故人、お一人お一人に必要なお手続きを確認して、「手続きの御案内」をご葬儀から 1 週間を目安にご遺族（死亡届の届出人）に郵送でお送りいたします。必要書類を確認いただき、担当課でお手続きください。お手続きがお済みの場合でも、行き違いで案内文が郵送されることがありますのでご容赦ください。

(次の場合は案内文を送付しません)

- ① 届出人が親族でない場合
- ② 故人の住民登録が郡山市にない場合
- ③ 死亡届の提出先が郡山市でない場合
- ④ 該当するお手続きがない場合

### ●市民課「おくやみ窓口」のご案内

市民課では、住民票の異動や必要なお手続きについてご案内する「おくやみ窓口」を設けています。ご利用の際は「手続きの御案内」をご持参ください。

### ●お近くの行政センター等でもお手続き可能です

お近くに行政センターがある方は、まとめてのお手続きが可能です。（一部を除く。）まとめてのお手続きには時間がかかる場合がありますので、事前のお問い合わせをお勧めします。

#### 【各行政センター等の電話番号】

富田行政センター 024-951-7200	片平行政センター 024-951-5080	熱海行政センター 024-984-3101
大槻行政センター 024-951-1510	喜久田行政センター 024-959-2003	西田行政センター 024-972-2111
安積行政センター 024-945-0331	日和田行政センター 024-958-2111	中田行政センター 024-973-2111
三穂田行政センター 024-954-2111	富久山行政センター 024-932-6080	田村行政センター 024-955-3101
逢瀬行政センター 024-957-3000	湖南行政センター 024-983-2111	高瀬連絡所 024-955-3115
河内連絡所 024-957-3305	月形連絡所 024-982-2112	二瀬連絡所 024-975-2131
郡山市民サービスセンター 024-922-5544 ※火曜日～日曜日 午前10時～午後7時（月曜日は休み）	緑ヶ丘市民サービスセンター 024-941-3711	

## 本人確認書類について

各種お手続きの際には、窓口へお越しになる方（届出人）の本人確認書類が必要となります。

### ① 官公庁が発行した顔写真付きの証明書を1点

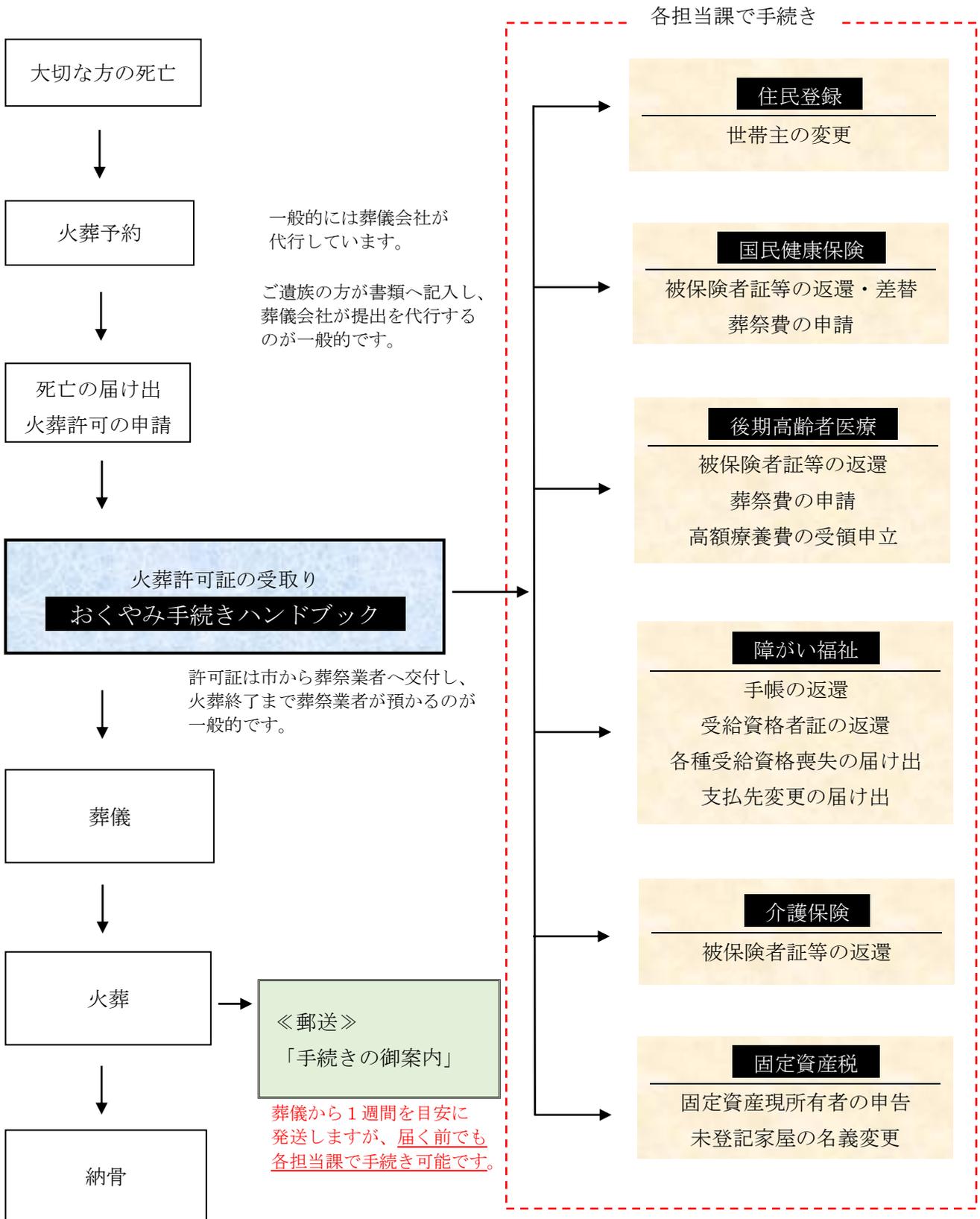
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など

### ② ①がない場合は次のうち2点

健康保険被保険者証または資格確認書、介護保険被保険者証、年金証書、年金手帳 など

※お持ちでない場合は、担当課にお問い合わせください。

# 1. おくやみ手続きまでの主な流れ（郡山市での手続きの一例）



## よくあるお問い合わせ

Q 「手続きの御案内」が届かないのですが、手続きはできますか？

A 郵送までには、葬儀後1週間程度かかります。該当する手続きがわかる場合には、案内を待たずにお手続きいただけます。なお、郡山市以外に死亡届を提出した場合又は該当するお手続きがない場合には郵送いたしません。

## 2. 大切な方が亡くなった後の流れ（主に官公庁関係）

7日以内	・死亡の届け出（医師等による死亡診断書が必要）、火葬許可の申請
10日以内	・厚生年金の受給停止 [年金事務所]
14日以内	・世帯主の変更 …P3 ・健康保険の資格喪失（国民健康保険、後期高齢者医療） …P4.5 ・国民年金の受給停止 …P5.6 ・介護保険の資格喪失 …P8
3か月以内	相続の放棄 [家庭裁判所] / 相続の限定承認 [家庭裁判所]
4か月以内	所得税の準確定申告 [税務署] / 青色申告の承認申請 [税務署]
10か月以内	・相続税の申告と納付 [税務署]
2年以内	・葬祭費の請求（国民健康保険、後期高齢者医療） …P4.5 ・高額療養費の支給申請（国民健康保険、後期高齢者医療） …P5 ・高額介護サービス費の支給申請（該当がある方へ市から書類を郵送） ・死亡一時金の請求 …P5
3年以内	・不動産の相続登記※ [法務局] ※令和6年4月1日より義務化
5年以内	・未支給年金、遺族年金、寡婦年金の請求 …P5

【参考】生命保険の死亡保険金の請求は3年以内 [各保険会社]

戸籍謄本等のオンライン請求について→



## 3. 市役所での主な手続き

### (1) 住民登録

2人以下世帯の世帯主だった方		担当課 市民課（住民記録係） ☎ 024-924-2131
手続済 <input type="checkbox"/>	● 世帯にお残りになられた方が自動的に世帯主となりますので、お手続きは必要ありません。	
3人以上世帯の世帯主だった方		担当課 市民課（住民記録係） ☎ 024-924-2131
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● <b>世帯主の変更</b> 世帯員の中から、新たに世帯主を決めていただく必要があります。亡くなられた日から14日以内にお手続きを行ってください。	
お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など） ※届出人が別世帯の場合は、委任状が必要です。		受付窓口 ・市民課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・緑ヶ丘市民サービスセンター ・郡山市民サービスセンター※ ※受付は月曜日を除く平日 10:00～17:15のみ
		お手続き可能な方 ・死亡時に同一世帯だった方

<b>印鑑登録証を持っていた方</b>		<b>担当課</b> 市民課（窓口係） ☎ 024-924-2131
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 返却</b> 死亡届が受理された時点で失効していますので、窓口に戻却してください。 <b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	<b>受付窓口</b> ・市民課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可

<b>マイナンバーカード・住民基本台帳カード等を持っていた方</b>		<b>担当課</b> マイナンバー活用課 ☎ 0570-666-252
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 返却または破棄</b> 死亡届が受理された時点で失効しています。諸手続きが済んだ後に窓口に戻却するか破棄してください。 <b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<b>受付窓口</b> ・マイナンバーカードセンター（西庁舎1階） ・マイナステーション（ビックアイ6階） ・各行政センター、各連絡所 ・緑ヶ丘市民サービスセンター <b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可

## (2) 国民健康保険

<b>国民健康保険の被保険者だった方</b>		<b>担当課</b> 国民健康保険課 （国保税係・給付係） ☎ 024-924-2141
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 国民健康保険被保険者証等の返却</b> 国民健康保険被保険者証（保険証）、資格確認書等をお返しくください。 <b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 保険証（70～74歳の方は高齢受給者証も）または資格確認書 ※世帯主の方が亡くなった時は、同じ世帯だった加入者全員の保険証等を差し替える必要があります。 <input type="checkbox"/> 届出人のマイナンバーが確認できるもの <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（該当する方） ※世帯主の方が亡くなった時は、同じ世帯だった加入者の再交付申請が必要です。	<b>受付窓口</b> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター （サービスセンターでは取り扱っていない手続きがあります） <b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 国民健康保険葬祭費の支給申請 ※葬儀・告別式等後に申請してください。</b> 国民健康保険に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により、葬祭費（5万円）を支給します。 <b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）を確認できるもの（会葬礼状など） <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）の預金通帳等（振込口座が分かるもの） <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類	<b>受付窓口</b> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <b>お手続き可能な方</b> ・喪主等

### (3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療の被保険者だった方		担当課	国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎024-924-2146
手続済 <input type="checkbox"/>	<p>● <b>後期高齢者医療被保険者証等の返却</b> 後期高齢者医療被保険者証（保険証）又は資格確認書をお返しく下さい。</p> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の保険証又は資格確認書 ※限度額の認定証などもお持ちの場合は、一緒にお返しく下さい。</p>	<p><b>受付窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険課（西庁舎1階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> <li>・各市民サービスセンター</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どなたでも可</li> </ul>	
手続済 <input type="checkbox"/>	<p>● <b>葬祭費の支給申請 ※葬儀・告別式等後に申請してください。</b> 後期高齢者医療制度に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により葬祭費（5万円）を支給します。</p> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）を確認できるもの（会葬礼状など）  <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類  <input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）の預金通帳等（振込口座が分かるもの）  <input type="checkbox"/> 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類</p>	<p><b>受付窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険課（西庁舎1階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> <li>・各市民サービスセンター</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主等</li> </ul>	
手続済 <input type="checkbox"/>	<p>● <b>高額療養費（死亡者分）の受領申立</b> 亡くなられた方に対して支給される高額療養費がある場合は、受領申立の手続きが必要です。</p> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人と確認できる書類（戸籍謄抄本、公正証書など）の写し  <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類の写し  <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳  <input type="checkbox"/> 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類</p>	<p><b>受付窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険課（西庁舎1階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> <li>・各市民サービスセンター</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人</li> </ul>	

### (4) 国民年金

国民年金の被保険者だった方		担当課	国民健康保険課（国民年金係） ☎024-924-2141
手続済 <input type="checkbox"/>	<p>● <b>遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の請求</b> 遺族年金、寡婦年金、死亡一時金が請求できる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。</p>		

国民年金を受給していた方		担当課	国民健康保険課（国民年金係） ☎024-924-2141
手続済 <input type="checkbox"/>	<p><b>● 受給権者死亡届の提出</b></p> <p>年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、受給権者死亡届の提出が必要です。</p> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 提出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 ※年金証書がない場合でもお手続きは可能です。</p>	<p><b>受付窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険課（西庁舎1階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どなたでも可</li> </ul>	
手続済 <input type="checkbox"/>	<p><b>● 未支給年金の請求</b></p> <p>年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込された年金のうち、亡くなった月までの年金については、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p> <p>※厚生年金や各種共済年金を受給していた方はお手続き先が異なります。（おくやみ手続きハンドブック11頁「5.市役所以外での手続き」をご確認ください。）</p> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーの分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳等振込口座が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 ※年金証書がない場合でもお手続きは可能です。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者と亡くなった方の死亡当時の関係が分かる戸籍など</p>	<p><b>受付窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険課（西庁舎1階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方と生計を同じくしていた遺族</li> </ul>	

## （5）障がい福祉

各種障がいなどの手帳を持っていた方	担当課	【身体・知的障がい】 障がい福祉課 ☎024-924-2381	【精神障がい】 保健所 保健・感染症課 ☎024-924-2163
手続済 <input type="checkbox"/>	<p><b>● 各種障がいなどの手帳の返却</b></p> <p>手帳をお返しください。</p> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 手帳 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）</p> <p><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など）</p>	<p><b>受付窓口</b></p> <p><b>【身体障害者手帳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉課（本庁舎1階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> </ul> <p><b>【療育手帳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉課（本庁舎1階）</li> </ul> <p><b>【精神障害者保健福祉手帳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・感染症課（保健所1階）</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どなたでも可</li> </ul>	

<b>重度心身障害者医療費助成を受給していた方</b>		<b>担当課</b>	<b>【身体・知的障がい】</b> 障がい福祉課 ☎024-924-2381	<b>【精神障がい】</b> 保健所 保健・感染症課 ☎024-924-2163
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 受給者証の返却</b> 受給者証をお返しく下さい。	<b>受付窓口</b> <b>【身体・知的障がい】</b> ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 <b>【精神障がい】</b> ・保健・感染症課（保健所1階）		
	<b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など）	<b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可		
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 口座変更</b> 助成金の受取口座の変更手続きが必要です。	<b>受付窓口</b> <b>【身体・知的障がい】</b> ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 <b>【精神障がい】</b> ・保健・感染症課（保健所1階）		
	<b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など）	<b>お手続き可能な方</b> ・相続人		

<b>障害福祉サービス受給者証を持っていた方</b>		<b>担当課</b>	障がい福祉課 ☎024-924-2381
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 受給者証の返却</b> 受給者証をお返しく下さい。	<b>受付窓口</b> ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所	
	<b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など）	<b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可	

<b>特別児童扶養手当等を受給していた方</b>		<b>担当課</b>	障がい福祉課 ☎024-924-2381
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 担当課へお問い合わせください。</b>		

<b>指定難病医療費助成を受給していた方</b>		<b>担当課</b>	保健所 保健・感染症課 ☎024-924-2163
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 受給者証の返却</b> 受給者証をお返しく下さい。	<b>受付窓口</b> ・保健・感染症課（保健所1階）	
	<b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など）	<b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可	

<b>自立支援医療（更生医療・精神通院医療）を受給していた方</b>		<b>担当課</b>	<b>【更生医療】</b> 障がい福祉課 ☎024-924-2381	<b>【精神通院医療】</b> 保健所 保健・感染症課 ☎024-924-2163
手続済 <input type="checkbox"/>	<b>● 受給者証の返却</b> 受給者証をお返しく下さい。	<b>受付窓口</b> <b>【更生医療】</b> ・障がい福祉課（本庁舎1階） <b>【精神通院医療】</b> ・保健・感染症課（保健所1階）		
	<b>お手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証など）	<b>お手続き可能な方</b> ・どなたでも可		

## (6) 介護保険

65歳以上または介護認定を受けていた方		担当課	介護保険課 ☎024-924-3021
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険証等の返却 介護保険証等を使用するお手続きの終了後にお返しく下さい。</li> <li>● 送付先変更手続き（郵便物を受け取れる方がいない場合） 亡くなられた方の住民票上の住所宛に、後日介護保険関係の通知をお送りします。郵便物を受け取れる方がいない場合は、送付先変更手続きが必要です。担当課へご連絡ください。</li> </ul>	お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> (介護認定を受けている方) 負担割合証、負担限度額認定証等	受付窓口 ・介護保険課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・どなたでも可

## (7) こども

児童手当を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎024-924-2411
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担当課へお問い合わせください。 ※公務員の方は職場で手続きをしてください</li> </ul>		

こども医療費助成を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎024-924-2411
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給者変更の届出（受給者が亡くなられた場合） 受給者（保護者）が亡くなられた場合は、受給者変更の届出が必要です。</li> </ul>	お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 受給資格者証 <input type="checkbox"/> こどもの新しい健康保険の資格が確認できるもの <input type="checkbox"/> 新しい保護者（保険の扶養者）名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 新しい保護者のマイナンバーカードまたは通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	受付窓口 ・子育て給付課（ニコニコこども館2階） ・各行政センター、各連絡所 お手続き可能な方 ・どなたでも可
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給者証の返却（対象児童が亡くなられた場合） 受給者証をお返しく下さい。</li> </ul>	お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 受給者証	受付窓口 ・子育て給付課（ニコニコこども館2階） ・各行政センター、各連絡所 お手続き可能な方 どなたでも可

児童扶養手当を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎024-924-2411
<input type="checkbox"/> 手続済	● 担当課へお問い合わせください。		
ひとり親家庭医療費助成を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎024-924-2411
<input type="checkbox"/> 手続済	● 担当課へお問い合わせください。		

## （8）税金

原付・小型特殊自動車を持っていた方		担当課	市民税課 ☎024-924-2081
<input type="checkbox"/> 手続済	● 担当課へお問い合わせください。		

固定資産（土地・家屋）を所有していた方		担当課	資産税課 ☎024-924-2091
<input type="checkbox"/> 手続済	<p>● 土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、法務局で相続登記を行ってください。（令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。） 相続の登記が完了していないかたは、納税通知書の受取人を決定するため申告が必要です。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネットでも手続き可能です▶</p> 		

未登記家屋を所有していた方		担当課	資産税課 ☎024-924-2091
<input type="checkbox"/> 手続済	<p>● 未登記家屋の名義変更は届出が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。</p> <p>※未登記家屋を所有していた方▶</p> 		

市税の口座振替を利用していた方		担当課	収納課 ☎024-924-2101
<input type="checkbox"/> 手続済	<p>● <b>振替口座の変更</b> 亡くなった方の口座名義で口座振替登録をしている方で、振替口座の変更をする場合はお手続きが必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>お手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 納税通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金通帳 （新しく引き落とし希望の通帳）</li> <li><input type="checkbox"/> 通帳印</li> </ul> <p>※インターネットでも手続き可能です▶</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>受付窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納課（西庁舎2階）</li> <li>・各行政センター、各連絡所</li> <li>・各市民サービスセンター</li> <li>・各金融機関</li> </ul> <p><b>お手続き可能な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どなたでも可</li> </ul> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>ウェブ受付サービス</p>  </div>		

## (9) 市営住宅

市営住宅に入居していた方		担当課	郡山市営住宅管理センター ☎024-924-7100
手続済 <input type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。		

## (10) 水道

水道の使用（契約）していた方		担当課	上下水道局 お客様サービスセンター ☎024-932-7641
手続済 <input type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。 水道の使用中止（閉栓）はこちらから▶		

## (11) その他

犬を飼っていた方		担当課	保健所 生活衛生課 ☎024-924-2157
手続済 <input type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。		

### 空き家となる建物を所有していた方

手続済 <input type="checkbox"/>	<p>● <b>空き家の利活用又は処分</b> NPO 法人こおりやま空家バンクは市と協定を締結し、空家の利活用や処分（解体、売却）等に関する相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。</p> <p><b>問い合わせ先</b> NPO法人こおりやま空家バンク ☎024-926-0032</p>
	<p>● <b>空家の譲渡に係る 3,000 万円特別控除</b> 相続から3年が経過する年の12月31日までに家屋及び敷地を譲渡した場合に特別控除が適用になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p><b>問い合わせ先</b> 【特別控除について】 郡山税務署 ☎024-932-2041 【家屋等確認書の発行について】 住宅政策課 ☎024-924-2631</p>

### 家財整理をしたい方

家財整理をしたい方		担当課	5R推進課（無料手続き関係） ☎024-924-2181 資源循環課（自己搬入関係） ☎024-924-2751
手続済 <input type="checkbox"/>	● <b>ごみの廃棄</b> 遺品整理に伴う一時的な多量ごみは、クリーンセンターに自己搬入（手続きをすると無料となるものもあります。）するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。		

### 東山霊園一般墓所をお持ちの方

東山霊園一般墓所をお持ちの方		担当課	東山霊園管理事務所 ☎024-955-2107
手続済 <input type="checkbox"/>	● 東山霊園一般墓所をお持ちの方は使用权の承継（変更）等のお手続きが必要です。 ※手続きの詳細はこちらから▶		

